

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月1日より、後発医薬品がある医薬品で、長期収載品（先発医薬品）の処方希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を「特別の料金」としてお支払いいただきます。（医療上の必要があると認められる場合や後発医薬品の在庫がない場合等は、特別の料金を支払う必要はございません）

ご理解協力のほどよろしくお願いいたします。

石巻市立病院